

## 新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業検証有識者会議開催要綱

令和 2 年 7 月 15 日

都市局長決定

## (目的)

第 1 条 本市が実施してきた新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業の完了の目処が立ったことから、本事業の成果及び収支等について総合的に分析・検証を行うにあたり、外部有識者から意見を聴取し又は意見を交換することを目的に、新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業検証有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

## (委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、学識経験者等から市長が委嘱する。

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は 7 名以下とする。

3 市長は、前項にかかわらず、必要があると認めるときは、専門的な見識を有する者を会議に出席させ、意見を徴することができる。

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、第 1 回有識者会議の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (座長)

第 4 条 会議に、座長 1 名を置く。

2 座長は、都市局長が、委員の中から指名する。

3 座長は、会の進行をつかさどる。

4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ都市局長の指名する委員が前項の職務にあたる。

## (会議の公開等)

第 5 条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）

を適用する。

(会議の庶務)

第 6 条 会議に関する庶務は、都市局市街地整備部都市整備課において処理する。

(施行細目の委任)

第 7 条 この要綱に定めるものの他、会議の運営に関して必要な事項は、都市局再整備担当部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 7 月 15 日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。